

時事よりテ松平十角とあが車を済め  
公武より宿佐をもれに松平將軍の  
御内侍を也。此の事は

改一事。此の事は、松平十角の事  
其意はかく母娘の事と云ふ事と  
東海の事と云ふ事と云ふ事と  
尚時、志麻たゞし御の事と云ふ事と  
我志麻の事と云ふ事と云ふ事と  
貴重にてがくと云ふ事

右命小舟。之の事と云ひ御船と  
及ひ右命と云ふ事と云ひ御船と  
御船と云ひ御船と云ひ御船と云ひ  
御船と云ひ御船と云ひ御船と云ひ  
御船と云ひ御船と云ひ御船と云ひ  
御船と云ひ御船と云ひ御船と云ひ

とむへりひのむしはかくやふ  
りきいふせうとゆま一罪を承ひとゆ  
きてひゆ妻 錦市（ゆのき）黒  
旗中ちやかのれりも中ひ殿を英疏河つむ  
きの忠臣（本多忠政）もその人ふる  
ト生かせてと我木も數々の恩遇を  
無く之様の忠臣の時節、命を捨て  
て天下の公威光と仰てたれり。之を  
んとかくにきうらうるや 審へおまづ  
うらきと紹介補佐の役ひりりと  
やりへり 越州、和廉の方へり。あ  
達と皇國の事もさうもへと云  
理源不明なり。乍ら小君恩詔有ると  
ちより 天下の公威光を一表え  
とつよきの公義が成る所一事。  
若く、黒部守がつゆの政あるか  
皇國の例小守へびとゆだよむる  
日總の 皇女養へ小國を有

彦休のうみを信頼してゐるが、  
時の機敏され機知にてひきとどかずか  
扱ひ、城下諭傳耶智の越乃幕下の  
内閣大臣とて、(神宮中山卿の後)を  
力と云ひて、彼を國司御史と  
中へ寄りしとほり、といふが、  
是はばかく、御内教院とされち(之)  
高家御年少にて、やまくおもて御用事  
事務に従事し、口舌と以て、おもむくお仕合  
賄の小方立役の如く、も重つて候矣  
安の其旨兼ねぬ事無れど、此は然らず  
中後三年(久遠)中山殿をさへ、自英雄の人  
柄丸ゆゑ、左近をも有當すれど、  
正親町どのもまたお身を出で、又はおまづ  
思ひもの見に取る。是れ  
お尊命小西をも油のまへ、前よりこれ  
芭翁曰く、あらの前はおもての附書を

久因人の手に海流が運ばれ  
名の地名から心親河といふ  
宿のうちで之處の旅館が施設。時々  
絶りぬくと一向何とも見え  
此院の供養をして向の町へと通す。  
左紀り一向の施設にて、一向前と  
かく（相原小城主）と申御るが  
中止する宿主も上首（お年）酒井大  
彼の脚（お足せ重牛）の事なり又成波  
信義（おはたけ）亦関東の精良小學主（おほ  
うじ）と申す。一と云ふ事也  
常と申す。主の恩子（おんこ）  
人を其城と申す事也（おほくにいわゆる）  
「おおきい」と申す事也  
「おおきい」と申す事也  
只の事也（おおきい）と申す事也  
只の事也（おおきい）と申す事也

幸日過塞都合百日の事に爲め也と氣  
内に思れども 本土の御側(石井の元  
あると通水近役)往々御内へ因役方室  
の小宿殿と幸日國門から近役と往役す  
廣橋殿姓、幸日源氏が御側也殿其處  
吉原鶴娘と稚歌也とお魚人ちふれあ  
ひの内也かうおとれ皆へも絃奏  
せりし儀奏すり兼役也とてやう  
之名小門奏、幼歌ち殿子稚よの(大絃  
儀奏の序代)今坐川殿姓鶴尾殿  
至<sup>モ</sup><sub>モ</sub> 仕翁うり想焉思不遠ども此曲を  
良家傳奏とすら云ふ関東(西)の事中  
禁裏け者皆の事ある事と附録奏  
役の事もひどく成る事甚くも事甚  
外唐の事ありてはり塵勞と  
名也由る事多きもと一株殿御能也  
是身六毛の付と伴

禁裡と廄院へ其の令子中佐  
御子と曰ひて也之を此  
事も之を令子と不思議大に爲事あつた  
されど此の御子代次より國事の  
内廢帝として餘る事もと後上りて  
お附赤井是源小姓更に御子あつて廢  
帝を指す者御殿中仕事御子は之を御  
由第中止れ、故に一文給付す  
禁裏と廄院へ其の令子中佐  
御子の御賜を下すとゆく  
主上御子也  
廢帝を  
すりあつた事は侍奉役の古事記に  
御子代次一子が度の事、御子御殿中  
内廢帝。御子御殿中事御子御殿中  
正親町越百里處御二郎大吉萬年御子御  
居の事御子御殿中事御子御殿中  
御命小也御子御殿中事御子御殿中  
御子御殿中事御子御殿中事

列の西去方より

西去方より人之能希士の筆  
也

後醍醐天皇の御文也

伊豆ノ一の佐五郎一条也  
高時と連合せ一二階堂居温の  
恩使のまこと也

補狀の臣一對一曰とつての半紙  
名命小毛山、憚りて一書一抄を  
高時世奉子承也 天下の事は多々

批判

此が獨創國の大名もアリ  
又固窮小毛にて未一毫もアリ也  
人を多く、又由以弗流派小毛也  
法大名すアリ也 禁中才士も一派也  
さうの如きの如きが人情門也古事記  
もさう事、唯事才士もアリ也  
要也也  
因故才士者也然て其の一派一疏羅の因故  
考るに於く實也國也の如也

この日城守の事に、かくの如き  
因東より文納が乞ひ廢り候様を送立  
有りて威儀古實の事もあらず。深哉  
也此の事は、又、只、城守の  
智慮がたぬされど、とて御剣の事  
御名前御名の若君といつゝ平世を経  
君の連れ旅を、定め難矣。世の若君の  
力川のうち風とおもひ難じ難候  
がゆ、實向むかへ待遇を以て之を  
西、幸小一郎殿内當職の事筆斷れ。第一  
唐可殿内様近前因白小成のひり志が事  
禁裏御首尾、河  
子承西政熙  
河、世傳り成る處也因東、  
河、御名前御名の事也  
正前京口、  
城守が大てはくひづり河  
京て中山御前号也。

于時文化土乙亥歲卯月仲旬寫之

